

警 察 署 協 議 会 会 議 録

田川警察署協議会

開催年月日時	令和7年8月8日 午後4時30分 から 令和7年8月8日 午後5時40分 まで	
開催場所	田川警察署 会議室等	
出席者	警察署協議会	会長以下9名
	警 察 署	署長、副署長、地域管理官、刑事管理官、 総務課長、生活安全課長、刑事第二課長、 交通課長、警備課長、総務課教養係長
議 事 概 要		
【会長挨拶(要旨)】 先日、警察学校の卒業式に出席させていただいた。 卒業生から「悪に屈せず、強く優しい警察官になりたい。」という言葉聞き頼もしく思った。また、卒業生の中から田川警察署に2名の方が配属されたと聞き、安全で安心なまちづくりに寄与していただけると期待している。協議会としても皆さんと手を取り合って少しでも力になればと思っている。本日の協議会では、それぞれの立場から忌憚のない意見を出していただけるよう宜しくお願いする。 【署長挨拶(要旨)】 委員の皆様にはご多忙中のところ、令和7年度第2回田川警察署協議会にご出席いただき、お礼を申し上げる。田川警察署では、日々色々な事象に真摯に対応している。協議会の場で、皆様方から忌憚のない意見、要望を賜ることにより、我々も1つ1つ成長することができ、それが田川地区の安全安心に繋がっていくと考えている。今後も、委員の皆様から忌憚のない意見を賜りながら、管内の治安維持に努めていくので宜しくお願いする。 【報告事項等】 1 田川警察署管内における令和7年上半期の治安概況について（署長） (1) 刑法犯認知・検挙状況 (2) 重要凶悪犯罪の発生状況		

議 事 概 要

- (3) 性犯罪の発生状況
- (4) ニセ電話詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害状況
- (5) 暴力団員等検挙状況
- (6) 交通事故発生状況
- (7) 飲酒運転による交通事故発生状況等
- (8) 少年事件刑法犯検挙補導人数等
- 2 田川警察署管内発生の特種詐欺事件について(刑事第二課長)
警察官等を名乗る人物からの詐欺被害
- 3 田川警察署広報プロジェクトの活動について(総務課教養係長)
 - (1) 田川警察署における従来の広報活動
 - (2) 広報プロジェクトチームの立ち上げ
 - (3) 改善点及び新たな取組み
 - (4) ホームページの紹介

【質疑応答】

- 委員から、「特種詐欺事件については、検挙が難しい事案であると思われるが、検挙件数についてのデーターはあるのか。」との質疑があり、刑事第二課長から「正確なデーターは統計上出ていない。田川警察署管内において発生したニセ電話による特種詐欺事件について、受け取り型の事件では金銭の受け取り役として現場に現れた被疑者を検挙した事例もあるが、払い出し型の事件では他県で払い出されるケースが多いため、当署だけでの捜査では検挙が難しいのが現状である。」との説明があった。
- 委員から、「少年事件の統計について、検挙補導人数と不良行為少年人数との違いは何か。」との質疑があり、署長から「検挙補導については事件として検挙された少年の人数であり、不良行為少年については喫煙や深夜徘徊等により補導した少年の人数である。」との説明があった。
- 委員から、「特種詐欺の話聞き、なぜ無くならないのかと思う。先日、生活安全課の方に講習に来てもらった際に、海外から詐欺電話が架かるケースが多いことから、海外からの電話が架からないようにする手続きがあるとの説明を受けた。」との意見があり、刑事第二課長から「携帯電話等、相手の電話番号が表示される機能がある場合、+で始まる電話番号であれば、ほとんどが海外からの詐欺電話と思って間違いない。海外の相手に電話を架ける必要のない方は、海外か

様式第3号（第5、第6の1、第6の2関係）（その2）

議 事 概 要

らの電話が架からない措置をとってもらいたい。」旨の回答があった。

- 委員から、「特殊詐欺事件の手口の中で、警察官を名乗る男からLINEに誘導されたと聞いたが、実際に警察官はLINEでやり取りすることはあるのか。」との質疑があり、副署長から「警察は、SNSを使い相手方とのやり取りは絶対にしない。詐欺の手口として動画を使用できるようにLINEへ誘導するケースが多い。報道機関にもお願いして呼びかけているが、まだ浸透していない。LINE等のSNSに誘導された場合は詐欺だと考えてほしい。」との回答があった。
- 委員から、「特殊詐欺事件の被害者はシニア層が多いのか。」との質疑があり、刑事第二課長から「特殊詐欺の手口にもよるが、当署管内では警察官かたり等の手口であれば40歳以上から高齢者と言われる年代の被害者が多く、逆にSNS型投資・ロマンス詐欺の手口であれば若年層の方が多くなっている。手口も日々進化し、限られていたターゲット層が広がりつつあるため注意をお願いする。」との回答があった。更に、委員から「手口は巧妙化しており、まさか自分がと思っている方も多いと思うので、あらゆる機会を通して啓蒙活動をしていきたいと思う。」との話があった。
- 委員から、「大阪府では、ATMの前で65歳以上の高齢者が携帯電話で通話するのを禁止し、ATMの設置事業者に防止措置を義務付ける条例を制定するなどの報道がなされていたが、福岡県ではどうなのか。」「詐欺被害に遭った場合、被害に遭ったお金の補償はどうなっているのか。」との質疑があり、生活安全課長から「各県警と地元企業が連携して、色々な取組が行われているようであるが、本県では高齢者の方が高額のお金を引き出そうとしている場合に、金融機関から警察に連絡が入るようになっており、行動が不審な高齢者に対しても積極的な声掛けを行うといった取り組みが行われている。」「被害に遭った現金についての警察の対応としては、被害者が現金を銀行口座に振り込んでいる場合は、早急に該当する口座を凍結する手続きを取っている。凍結された口座に現金が残っている場合には、被害者の人数や口座に残っている金額の範囲内で分配され救済されることになる。」との回答があった。
- 委員から、「特殊詐欺に関する啓発活動はどのようなことを行っているか。」との質疑があり、生活安全課長から「対象者の年齢により内容が異なるが、当署では講習会や道の駅等人の集まる場所でのキャンペーン活動において、犯罪の手

様式第3号（第5、第6の1、第6の2関係）（その2）

口紹介や被害実態の説明及び啓発チラシの配布をしたり、警察のホームページを活用して犯罪被害の防止について広報活動を行っている。」「特殊詐欺事件の約8割が国際電話を利用していることから、あらゆる広報活動を通して国際電話利用休止サービス手続きの代行を行っている。」との回答があった。

- 委員から、「話を聞いたり、チラシを貰っても自分の事として考えていない方が多いように感じる。」「自分の事として考えさせるよう、体験型の啓発活動はどうか。」との意見があり、署長から「ある程度、限定的な方々を集めての体験型講習は既に行っており確かに効果的である。ただ、被害者に成り得る数が多い中、講習の場に来られない方々への対応に苦慮している。」との説明があった。更に、生活安全課長から「体験型講習としては、寸劇で実際の詐欺の手口を参考にした携帯電話でのやり取りを体験してもらっている。」との説明があった。
- 委員から、当署広報プロジェクトが作成した広報チラシについて、「広報チラシについての取り組みを聞き大変良い取り組みだと思う。伝えたい内容がイラストにより一目で分かる良いチラシであり、広報チラシを作るいい参考になった。」「表紙のタイトルを工夫した方が、もっと良くなるのではないか。」等の意見があった。
- 委員から、広報チラシについて、「表面に比べて裏面の文字が見にくいので、大事な所だけ色を変えて強調する等の工夫をすれば見やすいのではないか。」との意見があった。
- 委員から、「高齢者の運転免許更新の基準が厳しくなっているにも関わらず、交通事故が減らないので基準の見直しが必要だと思う。高齢者の運転免許更新の制度について教えてもらいたい。」との質疑があり、交通課長から、高齢者の運転免許更新時に行われる、高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査等について説明があったが、更に委員から「運転技能検査は、3年間に一定の違反歴がある方のみ受講することになっているが、高齢者の交通事故が減らないのであれば、運転技能検査を運転免許更新の際に義務化した方がいいのではないかと思う。」との意見があった。

【閉会】

以上で、令和7年度第2回田川警察署協議会を閉会する。

様式第3号（第5、第6の1、第6の2関係）（その2）

議 事 概 要

様式第3号（第5、第6の1、第6の2関係）（その2）

議 事 概 要